

東海道平塚至伊勢原郡
上穂尾村

山口花七郎様

相馬

平井至急

11月
年京

酷暑にて御用を以て様呈下候
手恭申候すが如く一日未だ手書の御便
手附は附へまことに陳ち過ロはぬ京へ詔
内詔中止と申セタリクアシナ先日より
おこす誠くよ未整故に也行方充々
承教ト通じず夫故右事にて不却合
まくひ飯岡愚丈より移る所候之立
石板ハ一び内便利しゆこや向ふ
石板器械、價二十両位にて済む者之
此器械専用ひシト石板師一名は抱入貯
要ニシテ（即石板師の月俸凡積十三
円ナリサドヒ）

高石工レクトリックパンハ高ナカ同音寺若
誠くら野水内傳多子多之者て連ニ付實
与うりばく心ホ 以テ孫ナシ云フ云フ
凡色半身ノ色ハ太古報正早に猶子
内

丸三郎

内見

辨上勝

再白高時修内角古有愛シテ、孫ナシル
か

酷暑に於ては度々寒暖の移り様
を察するが如く一月半ほどを経て
其後は降るなりと陳ち過口の京へ詔
書送り上る。エクトリックペンにて是より
おもて紙を用ひ未整故にせば方充多
て數十通ありす夫故右等は不都合
よりて假署墨文を種々お詫び立
石板ハ一石之内便利と申す由
石板番械ハ價二十円位にて済む者之
此器械店用ひるト石板師一名は抱入貯
要三石す(即石板師の月俸凡積十三
円)ナシ

尚右エクトリックペンハ高々や同上若事
誠くらむ者ナガ思ふ多き者にて連々お便
与えられし也。此ノ様ルハ實ニ云々風
凡毛某前よりハ太内報近早に相手

八月三十日

萬三郎

内見

朱上勝

再白萬次候お角は自愛され様まことに

轉々堂用箋

一月三十午前八時

縫

東京日記稿三
年文書四
萬次郎
萬次郎